カルバドックスに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和3年8月25日~令和3年9月23日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 1 通
- 4. 頂いた意見・情報及び肥料・飼料等専門調査会の回答

頂いた意見・情報

肥料・飼料等専門調査会の回答

『カルバドックスは、これまで国内外において ADI の設定が行われておらず、遺伝毒性発がん 物質であることが否定できず、毒性学的な閾値 の設定はできないことから、評価の考え方の3 の(2)に該当する。

本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」として規定されており、不検出として管理されている(参照 5)ことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。』としているが、「遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできない」ということで、規格基準でどのように規定していようが、「食品に含まれていると、健康影響は否定できないので、食品含有は禁止すべき(禁止を継続すべき)」のような表現が適切ではないか?

原状のような「食品健康影響は無視できる程度 と考えられる」と記載していると、成分の健康 リスクがないと受け取られかねない。 食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も 重要であるという基本的認識の下、規制や指 導等のリスク管理を行う関係行政機関から 独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中 立公正に食品に含まれる可能性のある危害 要因が人の健康に与える影響について食品 健康影響評価を行っています。

今回、厚生労働省より、本成分について、ADI の設定ではなく、現行のリスク管理の妥当性 について評価要請を受け、評価を行ったものです。

その現行のリスク管理の妥当性の評価にあたっては、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定)に基づき評価を行いました。

提出された資料等より、本成分は、遺伝毒性 発がん物質であることが否定できず、毒性学 的な閾値の設定はできないと判断しました。 本成分は、現在、食品衛生法の規格基準にお いて、「食品に含有されるものであってはな らない。」と規定されており、不検出として リスク管理が行われていることから、国内で の使用は認められておらず、輸入品を含め、 食品から仮に検出された場合、流通が禁止さ れています。

そのことから、現行のリスク管理は妥当と判断し、その食品健康影響は無視できる程度と考えました。

※頂いたものをそのまま掲載しています。